

府内医療機関の長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

### 厚生労働省による個人防護具の配布の実施について

日頃より、本府保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和6年 10 月3日付け事務連絡にて、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添のとおり通知がありました。

昨年度においても同様に、希望された医療機関に対し個人防護具の配布が行われていましたが、今年度においても、個人防護具の配布が下記のとおり行われますので、ご案内いたします。

#### 【添付資料】

- ・(資料1)【国事務連絡】個人防護具の配布の実施について
- ・(別添1)行政オンラインシステム簡易説明資料
- ・【FAQ】厚生労働省による個人防護具の配布について

#### 記

##### 1 配布の内容について

- N95マスク(DS2マスクを含む)、アイソレーションガウン、プラスチックガウン、サージカルガウン及び非滅菌手袋について、希望に基づく配布を実施します。
- 配布にあたり、希望数量が多数に上る場合は、国が配布数量を調整する場合があります。その場合、感染症法に基づき本府と医療措置協定を締結している医療機関が優先されます。そのため、希望があっても、数量調整による減量や、そもそも配布されない場合がありますのでご注意ください。
- **配布物資は全て、使用推奨期限が来年度(令和7年度)中に切れるものとなります。最短で、令和7年4月に期限が切れる物もあります。使用できる期間が非常に短い物資であることをご了承いただける場合のみお申し込みください。**  
(物資は国が保管しており、使用推奨期限の詳細については国(添付資料【国事務連絡】)に連絡先記載)にお問い合わせください。)
- **配送スケジュールが遅れた場合、使用できる期間は更に短くなりますが、お申し込み後のキャンセルはできません。状況次第で、物資が手元に届いた直後に使用推奨期限が切れるということも起こり得ますので、そういったケースの発生も想定し、必要部数をお申し込みください。**
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、予めご了承ください。
- 各物資の申込枚数は100枚単位で、非滅菌手袋は最低300枚からのお申込みとなります。

- 配布物資は国から直接配送されます。各物資は必ず受領いただくものとし、どのような事情があろうとも、お申し込み後のキャンセルや数量変更は一切認められません。その条件をお受けいただける場合のみ、お申し込みください。
- 配布された个人防护具は自ら使用するものであり、転売はできません。転売が発覚した配布対象施設については、緊急配布を含めて、今後は原則として配布が行われませんので、ご承知おきください。

## 2 配布物資の申し込み手続について

- 配布が必要な場合は、令和6年10月25日(金)までに大阪府行政オンラインシステムにて、配布先の所在地や希望する物資の数などの情報をご回答くださいますようお願いいたします。

配布が不要の場合、回答は必要ありません。

なお、お申し込み方法は行政オンラインシステムのみとさせていただきます(FAX等不可)ので、予めご了承くださいますようお願い致します。

(URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

お申し込みにあたっては、別添の「行政オンラインシステム簡易説明資料」をご確認ください。

(ご参考: 大阪府行政オンラインシステムのよくあるご質問)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

- 物資の配布については、国が配布数等を整理し、令和6年12月を目途に順次配送を開始し、令和7年3月中に配送を完了する予定です。希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合があります。配送予定時期の変更が生じる場合があります。

なお、配送日時について、事前の連絡はございませんのでご了承ください。(誠に申し訳ございませんが、事前連絡の対応はお受けいたしかねます。)

※令和5年度に実施した際は、配送スケジュールが4か月ほど後ろ倒しになりました。今年度も同様の状況が発生する可能性があります。配送遅延が起きた場合であってもキャンセルはお受けできませんので、それを踏まえた上で申し込み要否をご判断願います。

- 重ね重ねの注意となりますが、本配布に関して、お申し込み後のキャンセル・数量変更等は、いかなる理由があろうとも一切お受けできません。回答提出後はこの点についてご同意いただいたものとしてお取り扱いをさせていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

## 3 その他（感染症法に基づく医療措置協定を大阪府と締結いただいている医療機関の皆様へ）

- 厚生労働省からの依頼に基づき、令和6年11月頃から、感染症法第36条の5により、医療措置協定に基づく実施状況等の大阪府への報告を予定しております。
- 報告方法は、第一種協定指定医療機関(病床確保に係る医療措置協定締結医療機関)においては、電磁的方法(G-MIS)によることとされており、それ以外の協定締結医療機関(発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣)

においては、電磁的方法(G-MIS)により行うよう努めなければならない、とされています。

- つきましては、厚生労働省からの依頼に基づき、G-MIS が未登録の協定締結医療機関につきまして、本府と医療措置協定締結に当たり医療機関様よりご連絡先としていただいているメールアドレスを、本府から厚生労働省に共有させていただいております。

厚生労働省より、G-MIS 登録の依頼に係るご案内を追って送付する予定と聞いておりますので、その際にご登録にご協力くださいますようお願いいたします。

**【お問合せ先】**

- 1 「大阪府行政オンラインシステム」の操作方法に関すること  
府民お問い合わせセンター  
電話：06-6910-8001（平日9：00～18：00）

- 2 本事業の事業内容に関すること  
大阪府健康医療部 保健医療室  
感染症対策課 計画調整グループ  
電話：06-4397-3612（平日9：30～17：30）  
※電話回線数には限りがありますので、電話がつながりにくくなる可能性がございます。予めご了承ください。  
※配布物資そのものに関する内容（銘柄、素材、使用推奨期限等）については、厚生労働省（添付資料の国事務連絡に連絡先記載）にお問い合わせください。